

京都市告示第 94号

京都市水路等管理条例第2条第1号（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年6月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	修道水0006号	東山区南梅屋町206番地の9地先 同町195番地の1地先	
2	修道水0007号	東山区上梅屋町186番地の1地先 同町189番地の6地先	
3	中堂寺水0001号	下京区中堂寺庄ノ内町24番地の3地先 同町52番地の2地先	
4	北花山水0044号	山科区北花山大林町53番地の9地先 同町51番地の1地先	
5	柳辻水0059号	山科区柳辻池尻町43番地地先 同上	
6	太秦水0111号	右京区太秦蜂岡町1番地地先 同町10番地の188地先	
7	松室水0053号	西京区松室追上げ町18番地の25地先 同町7番地の8地先	
8	小栗栖水0046号	伏見区小栗栖牛ヶ淵町27番地の2地先 同町27番地地先	
9	淀水0203号	伏見区淀美豆町1161番地地先 同上	

(建設局道路部道路明示課)